

四日市市立小中学校
普通教室空調設備整備事業

特定事業の選定

平成 30 年 7 月 6 日

四日市市

四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業 特定事業の選定

四日市市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、「四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業（以下、「本事業」という。）」を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に基づき、特定事業選定にあたっての客観的な評価結果を公表する。

平成30年7月6日

四日市市長 森 智広

特定事業の選定について

1 事業概要

本事業は、市内の市立小中学校における教育環境向上の一環として、学校内の普通教室・特別支援教室等へ空調設備を導入するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、PFI 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

(1) 施設概要

設置教室数：小中学校 59 校 995 室

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する PFI 事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う BT0 (Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

- ・ 設計・施工期間 契約締結日～2020年3月31日（約12か月間）
- ・ 維持管理期間 2020年4月1日～2033年3月31日（13年間）

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価

市は、空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約書にあらかじめ定める額を一括支払分として、一定額を一括で支払い、それ以外の額を割賦方式により事業者を支払う。

なお、市は「学校施設環境改善交付金」（文部科学省）を申請する予定である。

イ 空調設備の維持管理業務に関する対価

市は、空調設備の維持管理業務に関する対価について、事業契約書にあらかじめ定める額を維持管理費として、維持管理期間にわたって事業者を支払う。

2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 事業により実施する場合の評価

(1) 評価方法

ア 本事業を PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

(ア) PFI 事業として実施することの定性的評価

(イ) 市の財政負担見込額による定量的評価

(ウ) 事業者に移転するリスクの評価

(エ) 上記による総合的評価

イ 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 評価結果

ア PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、次のような定性的な効果が期待できる。

(ア) 空調設備の一括・早期導入

従来の公共事業では、設計・施工・維持管理をそれぞれ個別契約にて発注するため、手続き等で全ての学校に設置が完了するまでに時間がかかるが、PFI 方式の採用により一括導入することで、従来型発注で行った場合に発生する地域間・世代間の不公平感が解消され、また、短期間での集中的な施工を行うことにより、学校教育への影響を可能な限り低減できる。

(イ) 効率的な事業の実施

本事業では、PFI 方式を用いることにより、空調設備の設計・施工から維持管理業務までを一貫して民間事業者に任せるため、効率的な施工、維持管理を見越した設計・計画や、要求水準を規定する中で創意工夫による品質確保と費用の最小化を見据えた設備整備等が図られることが期待できる。

(ウ) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、あらかじめ発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できる。

(エ) 財政負担の平準化

多くの対象校・対象室の空調設備を一斉に更新するため、多額の整備費用が必要となるが、市が自ら実施する場合、設計・施工年度に全て支払いを完了させる必要があるため、当該年度の財政負担が大きくなる。PFI 方式の採用により割賦払いとすることで、市の財政負担を平準化することが可能となる。

イ 市の財政負担見込額による定量的評価

(ア) 市の財政負担見込額算定の前提条件

財政負担見込額の算定については、本事業を市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担見込額を事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算を行い、比較した。財政負担見込額を設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではなく、一致するものでもない。

表 市の財政負担見込額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備費（設計費、施工費、工事監理費） ②維持管理費 ③市債支払利息	①設計・施工等のサービス対価 ②維持管理のサービス対価 ③市債支払利息 ④アドバイザー費用
共通の条件	①事業期間：約14年 （設計・施工等期間約12か月、維持管理期間13年） ②事業規模：小中学校59校（995室）における新規設備等の整備・維持管理 ③インフレ率：0% ④割引率：2.17%	
資金調達に関する事項	①国庫補助金（予定） ②市債（予定） ③一般財源	①国庫補助金（予定） ②市債（予定） ③民間資金 ④一般財源
積算方法	類似事業における経費実績等に基づき設定	類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき民間事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定

(イ) 市の財政負担の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が自ら実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行う。

表 市の財政負担の比較

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
PFI事業として実施する場合	95.5

ウ 事業者に移転するリスクの評価

PFI 事業として実施する場合は、市が自ら実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。

ただし、PFI 事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。

エ 総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について、約 4.5%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。